

日本うるし掻き技術保存会

伝承者養成事業研修生募集要項

○ 目的

国の選定保存技術である「日本産漆生産・精製」について、漆掻きの技術者の養成を行い、その技術の保存を図ること。

○ 研修内容について

漆掻き技術習得希望者に対し、9月から10月のうちで概ね3日間の短期研修、漆の採取期間となる6月から11月まで概ね6カ月間の長期研修を実施する。

(1) 短期研修について

① 対象者

漆掻きを行っていく意思のある方で、次年度長期研修を希望している方が対象。性別は不問とする。

② 研修申込

研修を希望する場合は、別紙「日本うるし掻き技術保存会 伝承者養成研修申込書 兼職務等経歴書」を履歴書と合わせて、受講を希望する年度の6月末までに郵送にて提出すること。

③ 研修期間

9月から10月頃のうち原則3日間。ただし、時期、研修日数については要相談。

④ 研修内容・時間

職人が行う漆掻きの一通りの技術、及び林の手入れ（草刈り、伐採など）。その他、漆掻きの技術や歴史などを学ぶ座学研修を適宜行う。

研修時間は、自然が相手のため定時の時間はなく、漆掻きの日は早朝から日没までとなるが、基本的に指導者の指示に従うこと。それ以外の研修については、事務局で指示する。

⑤ 研修費用

原則受講者の負担となる。

研修手当

1日7千円を支給する。

提出された日誌にもとづき、研修月の翌月10日（土・日曜、祝祭日の場合はその翌日）に研修手当等を支給する（口座振込）。

なお、研修時間が4時間以上は日当の全額を、4時間未満の場合は、半日分として日当の半額を支給する。ただし、所属先より研修期間中に給与支払いがある場合は支給しない。

研修用具類

貸し出し品有り。

消耗品等

作業用衣服、長靴、車など研修に必要なものは予め受講者が準備すること。

その他

宿泊費、交通費等受講者の負担とする。

(2) 長期研修について

① 対象者

長期研修終了後、漆掻きを行っていく意思のある方が対象。概ね60歳まで。性別は不問とする。

② 研修申込

長期研修を希望する場合は、別紙「日本うるし掻き技術保存会 伝承者養成研修申込書兼職務等経歴書」を、受講希望の前年度10月末までに郵送またはホームページにて提出すること。書類審査後、面接を行い研修受講者を決定する。

また、原則、研修希望者は事前に短期研修を受講することが望ましい（「(1)短期研修について」を参照のこと）。

長期研修の申し込みが短期研修受講年と同年の場合、新たな「研修申込書兼職務等経歴書」の提出は不要とする。

③ 研修期間

原則6月から11月までの6ヵ月間とする。

④ 研修内容・時間

基本的に、職人が年間を通して行う漆掻きの一通りの技術、及び林の手入れ（草刈り、伐採など）。

その他、漆の成分分析や精製研修など漆関連の知識を深めるための研修を適宜行う。

研修時間は、自然が相手のため定時の時間はなく、漆掻きの日は早朝から日没までとなるが、基本的に指導者の指示に従うこと。それ以外の研修については、事務局で指示する。

⑤ 研修費用

研修に直接必要な軍手や作業着、長靴などの消耗品、車両等の燃料費は、基本的に予算の範囲内で日本うるし掻き技術保存会が負担するが、公的な経費であることを認識し、目的外の使用に供さないこと。また、クマ除けの鈴、草刈り機などの備品は希望に応じて貸出しする。

なお、研修に必要な車及び宿舎に係る経費（光熱水費・食費等含む）は自己負担とする。

研修手当

1日7千円、月22日、月額154,000円を限度として支給する。

提出された日誌にもとづき、研修月の翌月10日（土・日曜、祝祭日の場合はその翌日）に研修手当等を支給する（口座振込）。

なお、研修時間が4時間以上は日当の全額を、4時間未満の場合は、半日分として日当の半額を支給する。ただし、所属先より研修期間中に給与支払いがある場合は支給しない。

研修旅費

市外への視察研修にあたっては、二戸市の旅費規程に準じて旅費を支給する。

研修用具類

漆掻きの道具類、作業着、資材類、教材類、その他研修に直接必要な物品類。
うるし掻き道具・漆樽の配布について

配布物	漆掻き道具					漆 樽
	カマ	カンナ	ヘラ	エグリ	ゴングリ	1貫目
数 量	2	2	1	1	1	4

※4貫以上の採取が見込まれる場合は、採取量に応じて樽を配布。

研修用車両燃料費

研修期間中、毎月1000を上限として保存会で負担するが、それを超えた場合は自己負担とする。

給油場所は、保存会指定のガソリンスタンドとする。給油カードを配布するので、給油の際にはそのカードを使用すること。

その他消耗品等

研修に必要なその他物品は、予算の範囲内で保存会が負担する。

研修生が直接購入する物品については、必ず「日本うるし掻き技術保存会」あての請求書または領収書（物品の内訳が記載された物）を受領し、保存会事務局に提出すること。

（例： 砥石、鎌、釘、ナタ、杭、ヤスリ、軍手、足袋など）

研修用ウルシ原木

保存会が提供する。概ね150本。

日本文化財漆協会所有のウルシ原木を研修に使用した場合は、採取した漆は日本文化財漆協会に帰属する。

⑥ その他

その他不明な点は、事務局へ照会すること。

研修時の留意事項

1. 国の選定保存技術である日本産漆生産技術の伝承者であることに誇りをもつとともに、研修期間中は社会人として責任ある行動をとること。
2. 交通事故、傷病などを起こさないよう十二分に留意するとともに、万一の場合は速やかに指導者もしくは事務局まで連絡し適切な対応をとること。
なお、研修期間中の事故・傷病等に対しては、日本うるし掻き技術保存会は一切の責任を負わないものとし、研修生が各自で対応すること。
3. 研修目的外で長期に二戸市を離れる場合は、指導者と相談の上、必ず事前に事務局まで連絡し了解を得ること。
4. その他本項に記載のない事項については、指導者及び事務局の指示に従うこと。

① 研修日誌について

毎月3日まで（土・日曜、祝祭日は除く）に「漆かき日誌」を事務局へ提出し、確認を受けること。提出がない場合、手当等を支給しない。

- ・自己研修（文献読み等）を行った場合、短時間研修の場合でも、研修日誌に記入し提出すること。
- ・研修日誌とともに関係写真のデータも提出（デジタルカメラを保存会で貸与）すること。
- ・指導者の指導を受けた日は、日誌の指導者欄に必ず記入すること。
- ・研修終了後、研修内容及び成果についての発表会を行うとともに、日誌をもとにした『研修報告書』を印刷発行するので、研修内容や所感についてはこまめに記録しておくこと。

② 移動車両について

- ・研修にかかる移動（移動用車両等の確保）は研修生で対応すること。また、車両に合った運転免許を研修前に取得しておくこと。

③ 宿泊施設について

- ・研修中の宿泊施設の確保については、原則として研修生で対応すること。ただし、希望があれば可能な範囲で事務局で斡旋する。

④ 採取漆について

- ・研修によって得られた漆は（荒味漆）は、本会で徴収する。
- ・採取地別（「日本文化財漆協会の漆」と「その他の漆」）及び時期別（初・盛・末・裏目等）に分けて管理すること。

⑤ 休日等について

- ・保存会として定休日は設けないが、作業の状況、体調などを勘案して適宜休日を取る。特に夏場は体力的にもかなりきつくなることから、十分注意すること。
- ・指導者、事務局と相談、日程調整した上であれば、帰省等も可能である。

⑥ その他

- ・ 研修内容について理解が不十分な場合は、遠慮せず積極的に指導者の教示を受けること。
- ・ 指導者には研修終了後にその日の研修内容を必ず報告すること。
- ・ その他研修内容、研修日程等について希望、要望がある場合は速やかに事務局まで申し出ること。
- ・ 研修終了後は本会へ加入するとともに、研修成果を活かすよう最善の努力を行うこと。